

第1回 横浜市障害者施策推進協議会会議録	
日 時	平成28年6月6日(月) 14時00分～16時00分
開催場所	横浜市技能文化会館
出席者 (五十音順)	井上繁委員、岩沢弘秋委員、大友勝委員、北川はるみ委員、渋谷治巳委員、鈴木和子委員、鈴木和人委員、須山優江委員、多田葉子委員、田中梨奈委員、戸塚武和委員、中根幹夫委員、永田孝委員、奈良崎真弓委員、西川麻衣子委員、山川理子委員、平井晃委員、森和雄委員、八島敏昭委員、山田初男委員、渡邊雅子委員、和田千珠子委員、渡部匡隆委員
欠席者	荒井政明委員、内田豊委員、須山優江委員
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議題 障害者差別解消に係る市への提言について</p> <p>2 報告事項 (1) 平成27年度専門委員会の活動報告について (2) 「知的障害者の住まいの検討部会」での検討内容の報告について (3) 障害者差別解消法の施行に伴う市の取組状況について</p> <p>3 その他</p>
議 事	<p>渡部委員) それでは、報告事項1に入ります。 報告事項1は、「平成27年度専門委員会の活動報告」についてです。 事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>事務局より資料1について説明した。</p> <p>渡部委員) それでは、報告事項2にうつります。 報告事項2は、「知的障害者の住まいの検討部会」での検討内容の報告について」です。事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局より資料2について説明した</p> <p>大友委員) 最後の報告書用紙のところ、精神障害者の住まいの検討部会について、今後のスケジュール、導入をどういふスケジュールでやるのかをお伺いしたい。</p> <p>事務局) 精神の住まいについては、かなり準備が進んでおり、6月中にはアンケート調査等が進められる予定である。その結果を、8月に実施予定の精神保健審議会に報告をあげながら、合わせて今後どのような施策を進めていけばいいのかという事については、未定の部分ではあ</p>

るが、結果を反映した方向性について報告が出来ればと考えている。  
大友委員) スピード感を持って対応してもらいたいということについては再三申し上げているのでよろしく願いしたい。

渋谷委員) 不動産会社とかオーナーとかに対し、きめ細かなアプローチを求める具体的な方策というのはあるのか。

事務局) 検討部会の中では、その辺りについて、どのような施策や、事業を実施していくのが、実際の入居者も使い易く、家主にとっても安心な事業となるか、もう少し検討していきたいと思っている。検討部会でいただいた提案などを参考にしていきたいと考えている。

和田委員) 精神障害者の住まい検討部会のことで、我が家は当事者夫婦で今年9歳になる娘がいる。去年の五月に引っ越しをすることになり、その時に建物を建て直すから出て行ってくれと言われ、出ていくことになった。引っ越し先が決まるまでに9軒回って9軒目になんとかヒットしたが、生活保護で障害者なんて言おうものなら返事の電話も来ない。その辺りのところをお聞きしたい。

事務局) 具体的に検討部会の中で、病院側が退院促進のために行先を当たった時にも何件かはお断りされたというような話も聞いている。なぜ断るのか、断るのは何が不安だから断るのかと、そういうことをある程度確認しつつ、その不安を解消出来るような事業が出来れば、そういった入居も進むのではないかと考えている。その辺りの事業の内容というのを、煮詰めて行きたいと思っている。

中根委員) 人材育成の項目のところの現場で働く職員をフォローアップする仕組みの構築だが、職員をフォローアップする仕組みというのは、例えばグループホームの職員の場合、疲弊感や孤立感を軽減するためという意味のことをここでは言っているのか。

事務局) 検討部会の中で、この議論は拠点機能と呼んでいる。その拠点機能というのは、箱モノなのか、どこかの施設にその機能を付加するかという結論まではまだ行ってはいない。ただ、例えば行動障害の方をグループホームに迎え入れるときに最初のプログラムの立て方や、落ち着くまでの支援に人手がかかるとか、そういった事に応えられるような拠点機能があれば、もう少し行動障害の方でもグループホームで暮らすということが進むであろうし、安定した生活も送れるのではないかという意見をいただいている。まずは人材育成に取り組んでいきたいと思っている。その先で、そういった拠点機能を実現するためにはどうしたらいいかということを考えていきたい。

中根委員) そうなると拠点機能というのは役割として、基準を管理していくのか?例えば、法人の職員などとは一定の距離がある第三者のしくみっていう形のことなのか?そうするとフォローアップする拠点機能と質を管理する機能とはまた別な意味合いという形で解釈してい

いのか？

事務局)そこは、複合的な要素ということで提言を頂いている。基本的に今のスタイルというのは、どちらかというと、施設運営法人が運営しているグループホームの場合は、バックアップ施設というとその法人の施設というようなことになる、ここ言う拠点機能ではそういった枠を超えてバックアップをすることができればいいのではないかとされている。

多田委員)この春に住まいの検討部会の報告ということで報告を受けた。この中で拠点機能のフォローアップの部分に関してはまだこれからだという話だった。出来るだけ横浜市、オール横浜というのはよく分かる。しかし拠点機能は出来るだけ身近なところにあるべきではないかという様なことを伝えた。グループホームの運営で、一番何が必要なのかというと、緊急、SOS、そういう時にすぐに動ける、すぐに駆けつけられる体制、それは相談なども含めたフォローアップという意味合いだが、すぐに相談に乗ってもらえるようなひとつの拠点という意味合いの中にはそういうようなものも含めてもらえたらと感じた。もうひとつは枠を超えた仕組みづくり。自分たちは本当に勉強していきたい、知りたいことがたくさんある、しかし研修を受ける機会や順番がなかなか回ってこない。私たちの方でいつでもたくさんのそういう時間を費やしたいと思うのだが、そのためには、そこに勤務する代替りの職員が必要になってくる。どうしてもそういう意味での、人件費も含めた保護っていうのが必要になってくると思う。旭区の地域自立支援協議会の中ではグループホームの部会というのがここ数年かなり活発になってきた。さきほど申しあげた身近なエリアでの自立支援協議会の中での、そういう部会というものをひとつ検証主体として旭区の方では動き始めている。こういうものが市内にもたくさん広がっていくといいなという風に、こういうものをひとつの研修の機会と、活用していただければと思う。

事務局)ご意見ということとして。そういった先進的な取組をしているところをうまく取り入れていきながら、研修というのは、どこかの場所に研修会場を設けて研修をやるということではなく、そういった取り組みと組み合わせて、研修等が出来るような、そういうものに作り上げられたらと考えている。

渡邊委員)退院促進の委員を受けることになり参加をしたところ、大変充実した感じのものが聞かれた。ただ、その時すごく違和感があったのはその担当にならなければそういう研修とか学びというのが多く得られないということだった。一方、現場では自立支援協議会をはじめとして、相談機関について色々と議論がされていて、多分行政、区役所と地域活動ホームと、そこに生活支援センターがというような形で

うまくどうやっていくのかっていうところを試行錯誤しているのではないかと思う。それも担当者にならないと分からない。現場で働く職員のフォローアップする仕組みだが、ここでは知的障害者の方々のというような事もあり、一方で三障害、対象外というところを言われているので、限界で働く本当に昨日今日、職員になったり、一年生になったり二年生になって、その方たちの気持ちが、バーンアウトしないように、疲弊感や孤立感はある程度年数を乗り越えてくると、自分を納得させる力もついてくると思うが若い人たちはなかなかそうではない。そういうところが、分野と関係なく若者たちが自由に交流しながらそれぞれの障害を理解し、そして自分の現場では自分の役割がきちんとできるような、そういうフォローアップ体制を、研修の仕組みなどをぜひ作っていただきたい。新卒で3年生、4年生になってもなかなか一人歩きできないというところで大変悩んでいる。そういった意味でもそういった人たちがどんどん出て行かれるような自由な研修の場をたくさん出来るようにしてほしいと願っている。

司会) ご意見としてということで、参考にさせていただきたい。

奈良崎委員) よくみなさん、研修、研修っていうのが大好きみたいで、横浜市は特に最近。その研修の中身っていうのは、私たち当事者は中身を全然知らない人が多い。例えば当事者同士でも学びたいっていう人もいると思う。その辺りがすごく無駄な税金を使っているなど最近思う。そんな研修をやるのだったら他のことでやってほしいなど思う。その辺りの具体的な研修を例も何もなく、みなさん研修、研修、それで合間にグループホームの職員がいない、現場の職員はいない、本人はどこに相談していいのかっていう答えも何も見つからない。その辺りを教えてほしいと思う。

渡部委員) 研修のあり方として、今の奈良崎委員の発言を踏まえて研修を作ってもらえればいただければと思う。

事務局) 障害当事者とのかかわる機会を作る研修というのも当然必要だと思う。それも研修の一つとして考えていかなければいけないと思っている。

渡部委員) 第3期横浜市障害者プランの中で「住む」そして「暮らす」ということ、その中で特に行動障害のある人の住まいってことにかかる検討にかかる必要性ということがあり、今回、非常に貴重な報告と方向性をいただいたと思っている。最後の報告書の中にあつたように、スピード感を持った展開ということと、市内法人の連携、あるいは先ほどの研修のこともあつたが、そのあたり施策実現化に向けた課題というところというのを踏まえながら、さらに具体的な作業ということで進めて頂きたいと思っている。

渡部委員) それでは、報告事項3にうつります。

報告事項3は、「障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組状況について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局より資料3について説明した。

大友委員) 権利条約が批准されていよいよ差別解消法が施行という事だが、横浜市が取組の中でなるほどと思いながら聞いてはいたが、考えてみると34万人の精神病院の入院患者のうち半数近くは社会的な入院とか長期入院という、その実態から横浜市は市内には4800床くらいあるのだが、そこは何名ぐらいか正確に言えないが、やはり高齢化した障害者がかなり長期に入院している実態がある。その問題は障害者権利条約の19条に違反というか、どこに住むか本人の意思が尊重されるという様な、そここのところはほとんど実態とはかけ離れていて、空洞化している部分があるので、その辺りの取組をどうするかということに合わせて考えてほしい。最近の傾向としてまた、医療保護入院とか身体拘束が年々増えているという厚生労働省の調査結果がある。差別解消法が施行されてガイドラインが作られたのに精神病院が一方で、医療保護入院というのは国際的にみれば本人の人権無視、の典型的なものだという風に言われているので、そのへんの日本人との感覚のズレはあるが、やはり医療保護入院が増えているし、身体拘束も増えている実態が進行している。そのことを、きちっと横浜市として議論してどうするかについて、結果を検討していただきたい。

事務局) 医療保護入院については決められたルールに基づいて指定医の判断という中で実施をされている。人権侵害、法的根拠なく拘束することは人権侵害なので、その人権侵害に十分注意しながら運用していると考えている。また、社会的入院の方はそもそも社会的入院自体が診療報酬の制度上、本当はあってはいけないというような事になるかと思う。ただ、実態としてあるという事については差別解消法云々ということではなく、退院促進とか、そういうような取り組みの中で徐々に解消してゆくべきものという風に考えている。

渋谷委員) 今更言うまでもないが、全庁的な意思統一をしていただきたい。職員の方がたくさんいるので難しいとは思いますが、丁寧に何度も何度もアプローチをしていただきたい。それと研修のあり方だが、障害は幅広く、同じ障害であってもそれぞれ状況が違う。そういう状況を場当たりな研修がどこまで有効なのかということには非常に疑問がある。一人一人にきちっと向き合ってゆく、当事者の声を聞きつつ、そういう研修を、職員がたくさんいるとは思いますが、そういう研修のあり方を、

	<p>実践していただきたい。あと、教育委員会の対応業務の方向性も聞かせて頂きたい。</p> <p>事務局) 前半の部分は、障害は幅広く、同じ障害を持っていたとしても一人一人の生活背景とか、そういったものによって何を持って合理的配慮を求めるかということも一人一人異なるってことだろうと思う。まずはそういうものであるということを職員が理解をして、我々も研修をする上で、何さえしなければいいという研修はしないと。こういうことをやったら相手の方が助かる、あるいは嬉しく感じる、そういうことを大切に、対応してほしいと。そういうことを中心に研修を進めたいと考えている。そのためにも色々な人が色々な思いを持っているということを理解してもらうために、当事者の方が参加できる、あるいは一緒に研修を考えてもらえるようなそういう研修をうまく作れたらという風に考えているので、その際には色々のご協力をいただきたい。</p> <p>事務局) 教員に関することだが、教職員課の対応要領については本年4月に策定をし、校長、およびコーディネーターの研修は実施をさせて頂いた。なお、内容については現在ホームページにアップするべく対応をしているところである。</p> <p>和田委員) 障害者差別解消検証部会の専門員としてやっていたが、最後に市への提言というのがあったと思う。ほっとぼっと内部で本解消法の委員にあててこういう事にきまっただ的な話をした時に、市への提言の中にキチガイという言葉が2つか3つ使っていた。当事者全員でその話をしていたら、よくこれ使えたよねという話になり、私は全然皮肉で言っているわけでも怒っているわけでもなく、「やるな、横浜市」って思っている。もしここで私が書いたキチガイという言葉が伏せ字にしたり、他の言葉を使って下さいと言われてたらたぶん私は怒っていると思う。当事者である私が書いたからそのまま出されたのかなというのがあるが、ちょっとそのへんのことを聞いてみたい。</p> <p>事務局) 当事者が実際に、「こう思っている」ということを大切にしていきたいと考えている。なるべく当事者が書いた言葉はそのまま活かしていきたいと。また、その他の事例で、もしかしたら市民に対してこういった差別事例とか良かった事例というのを募集して1000件ほど集まったが、その中にもそういった表現があったかも知れない。それについても実態を知っていただくという上でそのまま採用させていただいたという風に思う。</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>資料1 平成27年度専門委員会の活動報告について</p> <p>資料2 「知的障害者の住まい検討部会」での検討内容の報告について</p> <p>資料3 障害者差別解消法の施行に伴う市の取組状況について</p>

